

調査情報項目調査表

(全サービス共通)

<記載要領>

1 事業者の報告

事業者の報告については「報告」欄に記載すること。

(1) 該当がない確認事項の取扱

確認事項の一部に設けている、「該当なし」欄については、事業所において当該項目にかかる取組を行っていない場合等に記載するものである。例えば、「利用者ごとの金銭管理の記録及び利用者又はその家族への報告を行っている」という確認事項について、当該事業所として、取組自体がない場合に「該当なし」となるものであり、事業所としての取組自体はあるものの、当該報告に係る調査対象期間内に該当する事例が生じていない場合については、「なし」に記載するものとする。

(2) 「あり」又は「なし」欄の記載

「あり」又は「なし」欄の記載に当たっては、確認事項の内容を踏まえて、あらかじめ記載されている確認のための材料の有無について「あり」又は「なし」に記すものとする。

(3) 「(その他)」欄の記載

「(その他)」欄の記載に当たっては、あらかじめ記載されている確認のための材料はないが、確認事項及び確認のための材料の内容を踏まえて、あらかじめ記載されていない確認のための材料を報告することが可能な場合に記載するものとする。

2 調査員による調査結果の記載

調査員は、面接の方法により、「報告」欄に「あり」と記載されている確認のための材料又は、「(その他)」欄に記載されている確認のための材料の有無についての事実確認を行い、「あり」又は「なし」に記すものとする。事業者が「該当なし」等又は「なし」と報告するものについての調査は行わない。